

2011年分所得税の主な改正事項 ①

税理士 黒岩 哲夫

1. 事業所得関係 (減価償却)

青色申告者で医療保険業を営む者が、一定の医療用機器等を取得した場合に適用される特別償却の償却率が、14/100から12/100 (医療の安全確保に資する等一定のものは、20/100から16/100) に引き下げられた。なお、2011年6月30日以後に取得等をする医療用機器等について適用し、同日前に取得等をしたものは、従前どおりとした上、適用期限が2年延長された。

注) 取得価額 (1台または1基) が500万円以上のもの

2. 配当所得及び譲渡所得関係

上場株式等の配当等及び譲渡所得に係る10%軽減税率 (所得税7%、住民税3%) の適用期限が2013年12月31日まで2年延長された。

3. 扶養控除等の見直し (11年分から適用されるもの)

①年齢16歳未満の扶養親族 (以下「年少扶養親族」という) に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族 (以下「控除対象扶養親族」とされた。

②年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乘せ部分 (25万円) が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とされた。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされた。

③扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に35万円を加算

する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者特別控除の額が75万円 (改正前: 40万円) に引き上げられた。

4. 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例または所得税額の特別控除

(1) 寄附金控除の特例

①個人が2011年3月11日から2013年12月31日 (以下「指定期間」という) までの間に支出した震災関連寄附金 (国又は著しい被害の発生した地方公共団体に対する寄附金及び大震災に関連する指定寄附金をいう) については、その者が以下の計算により寄附金控除の特例が受けられる (震災特例法8①、法78)。

〈計算方法〉

控除額

= (震災関連寄附金以外の寄附金額の合計額 + 震災関連寄附金額の合計額) - 2,000円

注) 1. 震災関連寄附金以外の寄附金額の合計額は所得金額の40%相当額を限度とする。 2. 震災関連寄附金以外の寄附金額の合計額と震災関連寄附金額の合計額は所得金額の80%相当額を限度とする。

②この控除の適用を受けるためには、確定申告書に控除を受ける金額に関する記載があり、かつ、震災関連寄附金の明細書等一定の書類 (協会が発行した震災義援金「預り証」も該当する) の提示または添付をする必要がある (震災特例規則2①、規47の2③)。

(2) 特定震災指定寄附金を支出した場合の所得税額の特別控除

①個人が指定期間内に支出した特定震災指定寄附金については、その年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、以下の

表 改定後の扶養控除額等

Table with 3 columns: 区分, 控除額, 控除額. Rows include 配偶者控除, 扶養控除, 障害者控除 with various sub-categories and amounts.

注) 1. 部分が改正された項目です。 2. 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合も適用される。

計算方法により算出した金額を税額控除することができる (東日本震災特例法8②)。

なお、「特定震災指定寄附金」とは、震災関連寄附金のうち、被災者の救援または生活再建の支援を行う活動に必要な資金に充てられる寄附金 (認定NPO法人または社会福祉法人中央共同募金会に対して支出するものに限られ、震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例を受けるものを除く) をいう。

〈計算方法〉

(特定震災指定寄附金額の合計額 - 2,000円) × 40% (100円未満の端数は切り捨て)

注) 1. 特定震災指定寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額を限度とする。 2. 寄附金特別控除額は、所得税の額の25%に相当する金額が限度。

②この特例の適用を受ける個人は、確定申告書に控除を受ける金額に関する記載があるなど一定の要件を満たす必要がある (震災特例規則2②)。

〈確定申告書B 記入例〉

Form 1: 平成23年分の所得税の確定申告書B. Includes personal information, income details, and tax calculations for a taxpayer named 保険医太郎.

Form 2: 平成23年分の所得税の確定申告書B. Includes income details, special provisions (措置法26条), and tax calculations for a taxpayer named 保険医太郎.

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入